

備前西地区中学校体育連盟専門部規定

第1条 岡山市、玉野市中学校体育連盟規約に基づき、専門部規定を定める。

第2条 設置する専門部は中体連規約に基づく。

第3条 各専門部に事務局を置く。事務局は理事長の勤務校に置く。

第4条 各専門部に次の役員を置く。

| | | | | | |
|----|------------|-----|----|------|------------|
| 部長 | 1名 | 理事長 | 1名 | 副理事長 | 若干名 |
| 会計 | 1名（理事から選出） | | | 理事 | 若干名（8～12名） |

第5条 役員の選出について。

部長は理事長の勤務校の校長とする。（規約）

理事長・副理事長は理事の互選とする。

理事は各ブロックの代表者及び有識者。

有識者とは専門部に対し学識経験豊かで、理事会が推挙した者。

ブロック代表の理事が上記役職に選ばれたときは、そのブロックより理事を補充してもよい。

第6条 役員の任期は2か年とする。但し重任を妨げない。

役員に欠員を生じたときは補充することができる。この場合前任者の残任期間とする。

第7条 会議は会長・部長の連名で招集し、議決項目は中体連理事会の承認を得ることとする。

第8条 専門部の経費は次にかかげるもので支弁し、理事長がその執務をとり、岡山市中学校体育連盟に決算報告をする。

専門部費、大会運営一部負担金、強化事業費 その他

第9条 本連盟が主催・共催する競技会は年5回以内とする。
大会名等は内規に定める。

第10条 その他は中体連規約に従う。

第11条 必要に応じて、細則を設けることができる。

【 付 則 】

第12条 この規定は平成20年4月 1日より実施する。
平成21年2月13日この規定を岡山市中学校体育連盟専門部規定を
備前西地区中学校体育連盟専門部規定と称する。

備前西地区中学校体育連盟専門部運営細則

第1条 備前西地区中学校体育連盟専門部規定（以下規定という）第11条に定めるところにより運営細則をつぎのとおり定める。

第2条 【 大会 】

1 規定第9条に定める競技会は次のものとする。（下記以外の大会実施は認めない）

- ① 備前西地区中学校夏季体育大会（ソフトテニス・卓球の予選大会
〈ブロック大会〉を含む）
【備前西主催】
【岡山市主催】
【玉野市主催】
- ② 岡山市中学校総合体育大会
玉野市中学校総合体育大会
【岡山市主催】
【玉野市主催】
- ③ 備前西地区中学校秋季体育大会（ソフトテニス・卓球の予選大会
〈ブロック大会〉を含む）
【備前西主催】
【岡山市主催】
【玉野市主催】

- 2 ① 大会はハンドボール・体操・新体操・テニス部は実施しない。
- ② 大会はハンドボール・体操・新体操・テニス部は実施しない。
- ③ 大会は水泳・ハンドボール・体操・新体操・テニス部は実施しない。

第3条 【 大会実施日 】

1 第2条に定める各大会は次の期間に実施することとする。

第2条①大会 6月第1週～第3週の土日曜日開催とする。（土曜日が5月31日、日曜日が6月1日のときには次週の土日曜日開催とする。）

第2条②大会 県大会終了時から、夏季休業中の開催を原則とする。ただし、日程、会場など諸般の都合によりやむをえない場合は、この限りでない。中国大会・全国大会の期間中にやむをえず実施する場合は参加全チームにその日程を了承の上、実施すること。（これを中体連として勧めるわけではない。）

第2条③大会

10月第1, 2週の土日曜日開催を原則とする。（土曜日が9月30日、日曜日が10月1日のときには、その次の週を第1週とする。）

【原則以外は月曜日実施とする。予備日はその限りでない】

10月の3連休の祝日は大会は実施できない。（祝日は出張が不可能、派遣が出ないため）

2 全大会において予備日の日数は、原則その大会日数までとする。

第4条 【 会議 】

- 1 規定第7条に定める会議の種類は次のものとし、名称もこれを使用するものとする。
① 常任理事会 ② 理事会 ③ 研修会 ④ 大会組み合わせ抽選会
注：会議名と内容が逸脱しないようにすること。
- 2 1に定める会議の実施回数を次のようにする。
① 常任理事会（年4回以内） ② 理事会（年3回以内） ③ 研修会（年2回以内）
④ 大会組み合わせ抽選会（大会回数）
- 3 上記の会議は15時30分の開始を原則とする。また、備前西地区の会議については14時30分を原則とする。なお、その原則を議題過多などの理由で仕方なく守れないときには、部長・会長に承認を得るとともに、派遣文にその理由を付け加えること。
- 4 1に定める会議の内 ① 常任理事会 ② 理事会については中体連より旅費を支払う。③④に関しては、市内その部が既存する学校全体に関わることから中体連より旅費は支払われない。また、そのことは派遣文に確実に明記すること。
会議旅費額については岡山市中学校体育連盟運営細則第10条（2）①②に準ずる。

第5条 【 強化練習会 】

1（趣旨）

- ① 備前西地区中学校体育連盟が目指す強化練習会とは、市内中学校運動部に所属する生徒 全員を対象とすることを理想としている。
- ② 技術の習得を目指すことは、人間の向上心や達成感を培うことである。また、技術の向上は、そのスポーツの持つ魅力を味わい、より一層「楽しんで活動する。」ことができるようになるということである。
- ③ 運動を通じて、礼儀や強い心を身に付けようとする機会を与えられることは、生徒にとって大へん貴重なことである。

上記②③は各学校にて実施できることであるが、多くの考え方やエキスパートに触れていくことで、より一層深みある人間形成に役立つものと考ええる。

2（種類）

- ① 1（趣旨）を考慮しながら各専門部ごとに実施されるもの。市中体連強化事業はこれにあたる。（通称・・・大会とある場合でも開催名称は強化練習会と位置づけること【中体連主催の場合のみ】）
- ② 特別な大会また特別な目的を焦点に置き、その目的達成のために特別枠の予算が組まれた事業。

3（実施方法）

- ① 実施日は土日（祝）曜日または長期休業中とする。
- ② 実施にあたっては、実施要項・派遣文書を各学校に配布する。
- ③ 旅費等については生徒の活動を伴う事から、特殊業務手当（部活動3000円）の対象と考えます。ただし、勤務日は公務となり、校長が認めれば、出張扱いとなります。
（2（種類）②は別途支給があると思われます。）

第6条 【 派遣文 】

- 1 備前西地区中学校体育連盟専門部規定第7条より会議招集のための派遣文には会長・部長の連記でおこなうこと。
- 2 派遣文は校長会と教育委員会との申し合わせ事項により、校長宛（A4）1枚のみで良い。ただし、その文の中に派遣してもらいたい対象名を明記すること。また、印は省略しても良い。
- 3 第4条一4のように「旅費は別途、市中体連より支払います。」の言葉を確実に明記すること。
- 4 引率者が審判等の役員の業務をつかさどる時はその一文を派遣の中に明記しておくこと。（ただし、この一文で役員上の怪我などが生じた場合のすべての解決になるわけではない。）
- 5 第4条一1一注のように派遣の会議名と内容は必ず一致させること。

第7条 【 表彰 】

- 1 会長表彰選考にあたっては岡山市中学校体育連盟顕彰規定（基準）2会長表彰（1）（2）にあった選考基準を専門部ごとに設け、選出すること。
優秀選手選考にあたっては玉野市中学校体育連盟顕彰規定にあった選出をすること。
- 2 選考基準は文章化しておくこと。

【 付 則 】

- 第8条 この細則は平成20年4月 1日より実施する。
- 平成21年2月13日 この細則を岡山市中学校体育連盟専門部運営細則を備前西地区中学校体育連盟専門部運営細則と称する。
- 平成21年2月13日 第2条【大会】④平成22年度より本大会は全面廃止予定を加筆
- 平成21年2月13日 第3条【大会実施日】第3条⑤の大会【数年かけて10月第1、2週を原則としていきたい。】を加筆
- 平成21年2月13日 第4条【会議】1③の…並びに研修会、⑤講習会を削除
2⑤講習会（年1回）を削除
4⑤削除
- 平成21年2月13日 第5条【強化練習会】3③特殊業務手当（部活動1200円）加筆
同ただし、勤務日は公務となり、校長が認めれば、出張扱いとなります。を加筆
- 平成26年2月18日 第2条【大会】1 競技会の回数の改正
支部予選会を削除
備前西地区夏季・秋季大会に一本化
2 競技会の回数の改正
未実施種目の表現方法の変更
- 平成26年2月18日 第3条【大会実施日】
1 備前西地区秋季大会の期間を第1週～第2週に変更
- 平成26年2月18日 第5条【強化練習会】
3（実施方法）②特殊業務手当（部活動）2400円に変更
- 平成27年5月28日 第5条【強化練習会】
3（実施方法）②特殊業務手当（部活動）3000円に変更
- 令和 3年2月 3日 第3条【大会実施日】
1 第2条②大会
県大会終了時から、夏季休業中の開催を原則とする。ただし、日程、会場など諸般の都合によりやむをえない場合は、この限りでない。
に変更